

(別添)

改正後

府子本第 528 号
雇児保発 0802 第 1 号
平成 28 年 8 月 2 日
[一部改正] 府子本第 123 号
雇児保発 0302 第 1 号
平成 29 年 3 月 2 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)による改正後の児童福祉法第 24 条第 1 項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成 28 年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 9 月 3 日府子本第 257 号、雇児保発 0903 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「私立保育所の運営に要する費用について」は、平成 28 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

改正前

府子本第 528 号
雇児保発 0802 第 1 号
平成 28 年 8 月 2 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)による改正後の児童福祉法第 24 条第 1 項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成 28 年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 9 月 3 日府子本第 257 号、雇児保発 0903 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「私立保育所の運営に要する費用について」は、平成 28 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

改正後

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

1 (略)

2 (略)

3 人件費関係

平成 28 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	平成 28 年度
所 長	(福)2-33	254,600 円	—	—	約 479 万円
主 任 保 育 士	(福)2-17	236,130 円	1	9,300 円	約 449 万円
保 育 士	(福)1-29	201,450 円	1	7,800 円	約 379 万円
調 理 員 等	(行二)1-37	172,100 円	—	—	約 313 万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
 5 地域区分について別途加味する必要がある。
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

4 (略)

改正前

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

1 事業費関係

一般生活費

- ・ 3 歳未満児 児童 1 人月額 9,804 円
- ・ 3 歳以上児 " 6,637 円

2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

3 人件費関係

平成 28 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	平成 28 年度 当初
所 長	(福)2-33	253,300 円	—	—	約 474 万円
主 任 保 育 士	(福)2-17	234,498 円	1	9,300 円	約 443 万円
保 育 士	(福)1-29	199,920 円	1	7,800 円	約 374 万円
調 理 員 等	(行二)1-37	170,600 円	—	—	約 309 万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
 5 地域区分について別途加味する必要がある。
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（月額：児童一人当たり）（単位：円）

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20 人まで	3 歳未満児	4,822	103
	3 歳以上児	6,429	
21 人～30 人まで	3 歳未満児	4,822	69
	3 歳以上児	6,429	
31 人～40 人まで	3 歳未満児	4,822	52
	3 歳以上児	6,429	

改正後

改正前

41人～50人まで	3歳未満児	4,822	41
	3歳以上児	6,429	
51人～60人まで	3歳未満児	4,822	34
	3歳以上児	6,429	
61人～70人まで	3歳未満児	4,822	30
	3歳以上児	6,429	
71人～90人まで	3歳未満児	4,822	26
	3歳以上児	6,429	
81人～90人まで	3歳未満児	4,822	23
	3歳以上児	6,429	

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5 (略)

5 休日保育加算

休日保育加算における単価表 (月額) (単位: 円)

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	59,167	2,890
211人～279人	61,597	3,127
280人～349人	66,458	3,602
350人～419人	71,319	4,077
420人～489人	76,181	4,552
490人～559人	81,042	5,027
560人～629人	85,903	5,502
630人～699人	90,764	5,977
700人～769人	95,625	6,451
770人～839人	100,486	6,926
840人～909人	105,347	7,401
910人～979人	110,208	7,876
980人～1,049人	115,069	8,351
1,050人～(1,119人)	119,931	8,826

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

6 (略)

6 処遇改善等加算 (基礎分)

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%
7%加算分	5年以上 6年未満	5%	2%

改正後

7 (略)

改正前

6%加算分	4年以上	5年未満	4%	2%
5%加算分	3年以上	4年未満	3%	2%
4%加算分	2年以上	3年未満	2%	2%
3%加算分	1年以上	2年未満	1%	2%
2%加算分	1年未満		0%	2%

7 その他加算について

①人件費関係

処遇改善等加算（賃金改善要件分）、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

②管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、恒常的に土曜日を閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

改正後

別紙（略）

改正前

別紙

基本分単価に含まれている管理費 (単位：円)

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人まで	保育標準時間	乳児	16,411
		1, 2歳児	11,107
		3歳児	7,395
		4歳以上児	6,865
	保育短時間	乳児	14,820
		1, 2歳児	9,516
		3歳児	5,804
		4歳以上児	5,274
21人から30人まで	保育標準時間	乳児	14,539
		1, 2歳児	9,235
		3歳児	5,523
		4歳以上児	4,993
	保育短時間	乳児	13,478
		1, 2歳児	8,174
		3歳児	4,462
		4歳以上児	3,932
31人から40人まで	保育標準時間	乳児	13,724
		1, 2歳児	8,420
		3歳児	4,708
		4歳以上児	4,178
	保育短時間	乳児	12,929
		1, 2歳児	7,625
		3歳児	3,913
		4歳以上児	3,383
41人から50人まで	保育標準時間	乳児	13,636
		1, 2歳児	8,332
		3歳児	4,620
		4歳以上児	4,090
	保育短時間	乳児	13,000
		1, 2歳児	7,696
		3歳児	3,984
		4歳以上児	3,454
51人から60人まで	保育標準時間	乳児	13,068
		1, 2歳児	7,764
		3歳児	4,052
		4歳以上児	3,522
	保育短時間	乳児	12,538
		1, 2歳児	7,234
		3歳児	3,522
		4歳以上児	2,992

改正後

改正前

61人から70人まで	保育標準時間	乳児	12,739
		1,2歳児	7,435
		3歳児	3,723
		4歳以上児	3,193
61人から70人まで	保育短時間	乳児	12,284
		1,2歳児	6,980
		3歳児	3,268
		4歳以上児	2,738
71人から80人まで	保育標準時間	乳児	12,496
		1,2歳児	7,192
		3歳児	3,480
		4歳以上児	2,950
71人から80人まで	保育短時間	乳児	12,098
		1,2歳児	6,794
		3歳児	3,082
		4歳以上児	2,552
81人から90人まで	保育標準時間	乳児	12,303
		1,2歳児	6,999
		3歳児	3,287
		4歳以上児	2,757
81人から90人まで	保育短時間	乳児	11,949
		1,2歳児	6,645
		3歳児	2,933
		4歳以上児	2,403
91人から100人まで	保育標準時間	乳児	11,830
		1,2歳児	6,526
		3歳児	2,814
		4歳以上児	2,284
91人から100人まで	保育短時間	乳児	11,512
		1,2歳児	6,208
		3歳児	2,496
		4歳以上児	1,966
101人から110人まで	保育標準時間	乳児	11,736
		1,2歳児	6,432
		3歳児	2,720
		4歳以上児	2,190
101人から110人まで	保育短時間	乳児	11,447
		1,2歳児	6,143
		3歳児	2,431
		4歳以上児	1,901
111人から	保育標準時間	乳児	11,655
		1,2歳児	6,351
		3歳児	2,639
		4歳以上児	2,109

保育短時間 乳児 11,390

改正後

改正前

120人 まで		乳 児	11,586
		1, 2 歳 児	6,086
121人 から 130人 まで	保 育 標 準 時 間	3 歳 児	2,374
		4 歳 以 上 児	1,844
		乳 児	11,586
	保 育 短 時 間	1, 2 歳 児	6,282
		3 歳 児	2,570
		4 歳 以 上 児	2,040
131人 から 140人 まで	保 育 標 準 時 間	乳 児	11,341
		1, 2 歳 児	6,037
		3 歳 児	2,325
	保 育 短 時 間	4 歳 以 上 児	1,795
		乳 児	11,529
		1, 2 歳 児	6,225
141人 から 150人 まで	保 育 標 準 時 間	3 歳 児	2,513
		4 歳 以 上 児	1,983
		乳 児	11,302
	保 育 短 時 間	1, 2 歳 児	5,998
		3 歳 児	2,286
		4 歳 以 上 児	1,756
141人 から 150人 まで	保 育 標 準 時 間	乳 児	11,483
		1, 2 歳 児	6,179
		3 歳 児	2,467
	保 育 短 時 間	4 歳 以 上 児	1,937
		乳 児	11,271
		1, 2 歳 児	5,967
151人 から 160人 まで	保 育 標 準 時 間	3 歳 児	2,255
		4 歳 以 上 児	1,725
		乳 児	11,438
	保 育 短 時 間	1, 2 歳 児	6,134
		3 歳 児	2,422
		4 歳 以 上 児	1,892
161人 から 170人 まで	保 育 標 準 時 間	乳 児	11,239
		1, 2 歳 児	5,935
		3 歳 児	2,223
	保 育 短 時 間	4 歳 以 上 児	1,693
		乳 児	11,400
		1, 2 歳 児	6,096
161人 から 170人 まで	保 育 標 準 時 間	3 歳 児	2,384
		4 歳 以 上 児	1,854
		乳 児	11,213
	保 育 短 時 間	1, 2 歳 児	5,909
		3 歳 児	2,197
		4 歳 以 上 児	1,667

保 育 標 準 時 間	乳 児	11,368
	1, 2 歳 児	6,064

改正後

改正前

171人
以上

保 育 短 時 間

3 歳 児	2,352
4 歳 以 上 児	1,822
乳 児	11,191
1 , 2 歳 児	5,887
3 歳 児	2,175
4 歳 以 上 児	1,645